

日本・チリ経済連携協定の概要

締結の意義

- 日本企業による対チリ貿易・投資環境の改善(チリは米、EU、韓国、中国等40ヶ国以上とFTA締結済み)
- 銅を始めとする鉱物資源の安定供給確保に寄与(チリは、銅、モリブデン等の対日最大供給国)
- 日本から南米地域への経済進出拠点の確保(政治民主化・経済発展 南米の模範国、域内で多くのFTA等締結)

多分野で包括的な連携を促進

投資: 内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。チリと既にFTA締結済みの米国、カナダ、韓国等と概ね同等の条件を確保。

サービス: 内国民待遇、最恵国待遇、現地における拠点設置要求禁止を約束するとともに、サービス貿易促進のため、関連規制等に関する透明性を確保。

政府調達: 両国の政府調達手続への参加を促進するため、内国民待遇、無差別待遇、調達の効果を減殺する措置の禁止、及び透明性を確保。

ビジネス環境整備: 両国のビジネス環境整備について協議するメカニズムであるビジネス環境整備小委員会を設置。政府関係者に加えて、関係民間部門、諸機関の関係者も参加。

その他、**税関手続、金融サービス、商用目的での国民の入国及び一時的滞在、知的財産、競争**等の分野で包括的な連携を促進。

物品の貿易

チリ市場へのアクセスの改善

鉱工業品の貿易

ほぼ全ての鉱工業品につき、10年以内に関税撤廃

- ・自動車 / 一般機械 / 電気電子製品 : 即時関税撤廃

農林水産品等の貿易

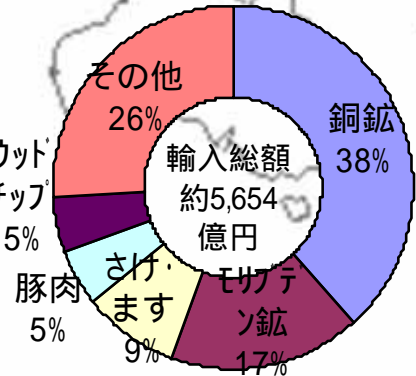
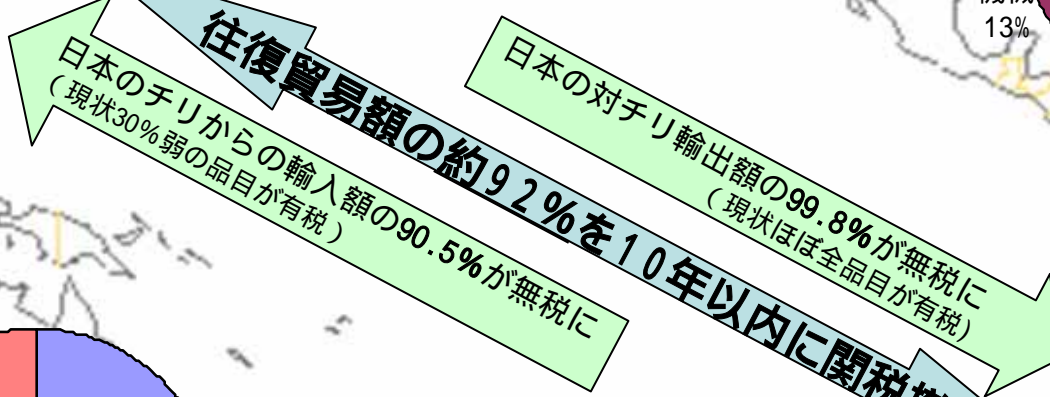
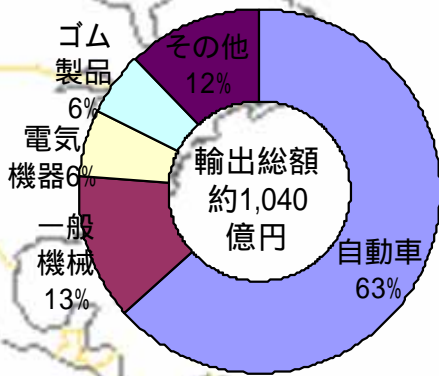
- ・我が国輸出関心品目の関税撤廃:
緑茶、ながいも、柿、日本酒等

日本市場へのアクセスの改善

鉱工業品の貿易

ほぼ全ての鉱工業品につき、10年以内に関税撤廃

- ・精製銅 : 10年間での段階的関税撤廃
- ・農林水産品等の貿易
- ・ギンザケ・マス : 10年間での段階的関税撤廃
- ・ワイン(ボトル) : 12年間での段階的関税撤廃
- ・牛肉、豚肉、鶏肉等 : 関税割当を設定
- ・林産品(合板等を除く) : 即時又は段階的関税撤廃



統計出典:
2005年財務省貿易統計